

令和6年4月16日

1・3種組合員様

三重県医師国民健康保険組合

TEL 059-228-7212

FAX 059-228-0252

令和6年度 国民健康保険料額通知書及び
組合規約の送付について

平素は本組合の事業運営にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

令和6年度 国民健康保険料額通知書(本年4月8日現在)をご送付致します。

新規加入者やご退職者等の異動がございましたら**速やかに組合までご連絡下さい。**異動に伴いまして保険料額の変更がある事業所につきましては、翌月中旬頃に保険料額変更通知書をお送り致します。

また、去る令和6年3月21日開催の本組合会において組合規約の一部改正が決定されましたので、改正後組合規約等をご送付いたします。ご保存くださいませうようお願い申し上げます。

[令和6年1月1日施行の改正点]

保険料の軽減(減免)

対象者	令和5年11月1日以降に出産の方(組合加入の方)
軽減期間	4ヶ月分の保険料
軽減方法	組合へ申請書提出後、1・3種組合員の口座より軽減

規約抜粋

(産前産後期間相当分の保険料軽減)

第28条の3 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。

[令和6年4月1日施行の改正点]

保険料の改正

○1種組合員(医師) 所得割

等級	総所得金額(前々年)	保険料額
1級	100万円迄	3,000円
2級	400万円迄	7,000円
3級	700万円迄	12,000円
4級	1,000万円迄	19,000円
5級	2,000万円迄	30,000円
6級	3,000万円迄	38,000円
7級	4,000万円迄	41,500円
8級	5,000万円迄	46,000円
9級	5,000万円を超えるもの	48,000円

○1種組合員(医師) 平等割 8,000円

○1・3種組合員(医師)の家族1人につき 9,000円

○2・4種組合員(従業員)1人につき 11,500円

○2・4種組合員(従業員)の家族1人につき 6,000円

●後期高齢者支援金等賦課額

75歳未満の1種組合員、1・3種家族、2・4種組合員 5,500円

75歳未満の2・4種家族 5,000円

●介護保険料(40歳以上65歳未満) 6,000円

○後期高齢者組合員分賦課額

(75歳以上-3種組合員他) 3,000円

※ご指定の口座より先生世帯及び従業員世帯分を一括引き落としさせていただきます。

※保険料は1か月単位となり、翌月引き落としとなります。

(例：4月分保険料は5月の引き落とし)